高知市内

指定障害福祉サービス事業者 様

高知市障がい福祉課

令和7年度からの給付費算定等に係る届出について (通知)

日頃は本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて,前年度実績により体制等状況が変更となる基本報酬及び加算等(以下,「加算等」という。),報酬改定により新設された加算については,下記提出期限までに届け出ることにより4月1日に遡及して算定が可能となっております。

また、体制等状況が変更とならない場合でも、算定誤りを防止するため提出いただく加算等もございますので、4月からの体制等状況について下記内容をご確認のうえ、届出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 対象となる加算等 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算(別紙参照)
- 2 算 定 要 件 当該加算等を4月より新たに算定することについて,<u>利用者等に十分な説明を行</u> い,周知が図られていること。
- 3 提 出 書 類 ①介護給付費等算定に係る体制等に関する変更届出書(様式第43号)
  - ②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
  - ③各加算届出様式 ④勤務形態一覧表
  - ⑤前年度利用者数調査票(通所系・入所系障害福祉サービスに限る)
  - ⑥その他必要な資料
  - ※様式については高知市障がい福祉課ホームページに掲載しております。
- 4 提出期限・提出方法 提出期限:令和7年4月15日(火)

提出方法:持参または郵送(消印有効)

- 5 その他留意点
- ・前年度利用者数に対する現年度の人員配置については,各事業者において確実 にご確認をお願いします。
- ・報酬告示や留意事項で算定要件を十分ご確認のうえ、届出をお願いします。 また、人事異動等に伴い、加算が算定できなくなる場合は速やかに届出をお願いします。

高知市障がい福祉課 地域生活支援室 障がい福祉サービス担当 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 担当:西成・渋谷 TEL:088-823-9378 / FAX:088-823-9370

## 別紙

届出を要する基本報酬・加算等	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行 支援	就労継続 支援	就労定着 支援	共同生活 援助	相談	短期入所
基本報酬区分				0	0	0		◎ 地域移行 支援のみ	
就労移行支援体制加算	0		0		0				
移行準備支援体制加算(I)				0					
目標工賃達成加算					〇 B型のみ				
重度者支援体制加算					0				
視覚·聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	0	0	0	0	0		0		
就労定着実績体制加算						0			
高次脳機能障害支援体制加算	0	0	0	0	0		0		
夜勤職員配置体制加算		0							
夜間支援等体制加算( I )( II )対象者数			0				0		

<sup>◎</sup> 体制変更の有無に関わらず提出必須

O 新たに算定する場合、引き続き算定する場合に提出(算定を終了する場合は速やかに提出)